

「がん治療と仕事の両立支援保険」の発売
～企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」をリニューアル～

キャピタル損害保険株式会社（取締役社長：坂口 智也）は、がん治療と仕事の両立を支援する保険として企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し、2017年11月の販売開始以降、これまでに多くの企業にご採用いただき、2022年8月末時点で導入企業は110社を超え、保険料規模で1.2億円に達しました。

今般、「がん治療と仕事を両立する従業員を応援する」という本商品のコンセプトを明確にするべく、ペットネーム「がん治療と仕事の両立支援保険」と専用のシンボルマークを新設するとともに、従業員の「がん治療と仕事の両立」に積極的に取り組まれている企業を応援するため、「両立支援割引」を新設してリニューアル発売します。

弊社は、本商品を企業の健康経営をご支援する戦略的な商品と位置づけ、企業におけるがん治療と仕事の両立支援の制度作りをサポートし、がん治療と仕事の両立支援の輪を広める一助となるべく、引き続き積極的に販売を行ってまいります。

1. がん治療と仕事の両立支援保険（リニューアル内容と弊社の取組み）

（1）ペットネーム・シンボルマークの新設

「がん治療と仕事を両立する従業員を応援する」という本商品のコンセプトを明確にするべく、専用のペットネーム「がん治療と仕事の両立支援保険」とシンボルマークを新設しました（商標登録出願中）。

【シンボルマーク】



がん治療も仕事も。

両立支援保険

がんと闘いながら働く従業員の皆さまをやさしく両掌で支え、明るい未来を共に作っていくイメージを表現しています。

(2) 両立支援割引の新設

従業員の「がん治療と仕事の両立」を積極的にご支援される企業を応援するために、2022年11月1日以降保険始期契約より、以下の「両立支援割引」を新設します。

【経済産業省】－「健康経営優良法人認定制度 ^{※1} 」認定企業 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html	5%の割引
【厚生労働省】－「がん対策推進企業アクション ^{※2} 」パートナー企業 https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/partner/index.html	3%の割引

(※1) 「健康経営優良法人認定制度」とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができる環境を整備することを目的に、2016年度に経済産業省が創設した制度です。両立支援の取り組みは認定に当たっての評価項目の一つになっています。弊社は、「健康経営優良法人認定制度」における「健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）」の認定を取得しています。

(※2) 「がん対策推進企業アクション」は、職域におけるがん検診受診率向上を企業連携で推進していくことで、“がん”と前向きに取り組む社会気運を醸成することを役割と位置付けています。弊社は、「がん対策推進企業アクション」の推進パートナーに登録しています。

(3) 保険金支払担当者の両立支援コーディネーター[※]基礎研修の修了

がんに関与された従業員の皆さまに寄り添うことを目的に、弊社の保険金支払担当者は、全員、両立支援コーディネーター[※]基礎研修を修了しました（2022年10月現在）。

(※) 両立支援コーディネーターとは、治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する者とされています（弊社の担当者が直接的に両立支援業務を行うものではありません）。

2. リニューアル発売日

2022年10月7日

<「がん治療と仕事の両立支援保険」の商品内容>

1. 両立支援保険金（所得補償保険金）をお支払い

がんの治療にともなって「仕事に支障がある期間（日数）」[※]に対して、「両立支援保険金（所得補償保険金）」を最大1,000日分お支払いします。また、就業に制限がある期間が「1,000日を超えて」継続した場合には「両立支援継続一時金（就業障害継続一時金）」を支払う補償もあります。

(※) 「仕事に支障がある期間（日数）」は、医師の診断によります。一般的な「就業不能保険」で対象とする「入院や自宅療養などで仕事ができない期間」のみならず「復職後の時短勤務や残業制限などがある期間」も対象となります。

2. がん診断保険金、がん先進医療保険金のお支払い

がんと診断された場合の一時金（がん診断保険金）や先進医療を受療した場合の補償（先進医療保険金）も備えており、がん治療の開始から復職までを経済的にサポートします。

3. がんの罹患経験者も補償の対象

がんの罹患経験者でも所定の条件[※]を満たす場合は、補償の対象となります。

(※) がんの治療終了後、弊社所定の期間が経過している方に限ります

4. 保険期間の初日から補償が開始

がん保険固有の「待ち期間（90日間）」を設けず、保険期間の初日から補償が開始します。

【ご契約例】

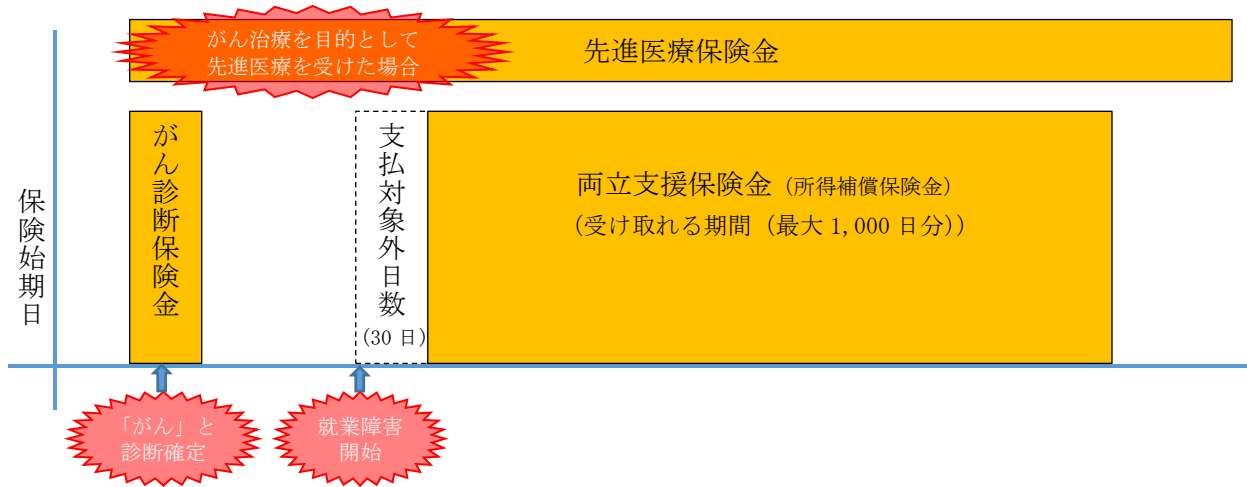
従業員500名（男女各250名、平均年齢40歳）、団体割引15%、両立支援割引5%

< 補償の対象となる従業員 >

初年度契約の保険始期日から過去1年間にがんと診断確定されたり、がんの治療が行われていない方

お支払いする保険金		保険料（1年間）
① 両立支援保険金（所得補償保険金）	支払対象外日数：30日	2,792,500円
（終日就業障害状態）	1日につき5,000円	
（一部就業障害状態）	1日につき2,500円	
② 先進医療保険金	1回につき500万円まで	
③ がん診断保険金		
（悪性新生物の場合）	10万円	
（上皮内新生物の場合）	1万円	

（注）このご契約例には、両立支援継続一時金（就業障害継続一時金）は含まれていません。



— 「がん治療と仕事の両立支援保険」に関するお問い合わせ先—
 キャピタル損害保険株式会社 開発営業部：03-5276-5602



受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始を除く